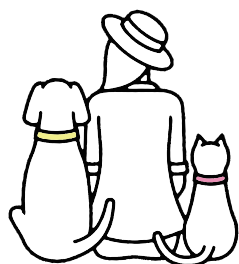


ペットサポートの

PS保険

ペットのダイレクト保険



Pet Medical Support

もっとペットを、
もっとあなたを、
守りたい。

Disclosure 2020

令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

ペットメディカルサポートの現状

経営理念

No.1

Philosophy

動物たちとの生活を安心して過ごしていただくために、動物の健康、社会化(マナー等)に積極的に取り組み、動物たちが安心して人と共存できる社会の実現を目指し、ペット保険の普及に努めます。

No.2

Philosophy

お客さま本位のサービスを心がけ、社員、代理店にコンプライアンスの徹底をはかることによりお客さまから信頼され、選ばれる企業となります。

No.3

Philosophy

社員が個性を生かし能力を発揮できる環境の整備に努め、社員それぞれが自分の夢を実現できる企業を目指します。

ご挨拶

ペットメディカルサポート株式会社
代表取締役 米満明仁



(愛犬：チョコ)

平素より、PS 保険をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

近年、ペットの食事の向上や医療の発達などに伴い、ペットの寿命は大幅に伸びております。一方で、ペットの高齢化によって、人間同様に長期治療となる場合も増えており、加えて先進医療などによる医療費の高額化を招いております。また、ペット医療には人間のような健康保険制度がなく、年々ご負担が大きくなる傾向にあります。そこで、当社では、「多くの飼い主さまが無理なく加入でき、長く続けてもらえるペット保険」を目指して、2008年よりペット保険(PS保険)の普及につとめてまいりました。

PS保険の特徴は、インターネットを活用することによって販売コストを低減し、低廉な保険料を実現することで、飼い主さまの経済的負担を少しでも軽減したことにあります。

当社社員は一丸となって、より多くのペットが適切な治療を受けられるよう、強い使命感を持って取り組んでおります。

当社のロゴマークには、同じ方向を見つめて寄り添うペットと人の姿が描かれています。その後姿を見守る目線こそが、わたしたちであり、ペットの一生に寄り添う飼い主さまを見守り、サポートしたいというわたしたちの思いが込められています。

お陰さまをもちまして、2020年3月には当社の保有契約件数が10万件を超えることとなりました。これも、皆さまがたのご支援の賜物と重ねて御礼申し上げます。

今後も、より質の高いサービスの提供に取り組んでまいりますので、変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



INDEX

1. 当社の概要

経営理念	1
ご挨拶	1
沿革	3
ペット保険市場について	4
2019年度の現況	5
代表的な経営指標	6
地域・社会に対する取り組み	7
2019年度のトピックス	8

2. 当社の取組

当社の商品・サービス	9
お客さまサポート体制	10
保険募集	11
保険金のお支払い	12

3. 当社の運営

「お客さまの声」への対応	13
お客さまから寄せられた感謝のお言葉	14
リスク管理体制について	15
個人情報保護方針	16
反社会勢力への対応に関する基本方針	17

4. 資料（会社データ）

組織	18
役員の状況	19
株主の状況	19
会計監査人の状況	19
従業員の状況	20




5. 資料（業績データ）

直近の事業年度（令和元年度）における業務の概況	20
直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	21
直近の2事業年度における業務の状況	21
責任準備金の残高	25
直近の2事業年度における財産の状況	26
計算書類	26
保険金等の支払能力の充実の状況	32
時価情報等	32
その他	32

ペット保険をより深く理解していただくために	33
ペット保険用語の解説	35



沿革

- 2020年6月 本社移転（東京都港区 青山タワープレイス）
- 2020年3月 保有契約件数10万件達成
- 2019年1月 24時間365日対応の保険金請求受付（ホームページに新設）を開始
- 2018年9月 24時間365日対応の獣医師ダイヤルサービス（ご契約者さま専用）を開始
- 2017年11月 保有契約件数5万件達成
- 2016年8月 オンライン加入で月払方式の取り扱いを開始
- 2014年7月 企業ロゴおよびホームページリニューアル
 
- 2013年4月 スマートフォンに対応するホームページへ改定（レスポンス対応）
- 2010年4月 補償タイプ「約定支払率70%」の販売を開始
- 2009年7月 インターネットによる加入申込みを開始
- 2008年5月 ペット保険「PS保険」の販売を開始
- 2008年3月 少額短期保険業の登録を完了 関東財務局長（少額短期保険）第24号
- 2007年4月 少額短期保険会社への準備会社として
ペットメディカルサポート株式会社を設立

- 2006年9月 改正保険業法の施行を受け、改正特定保険事業者の届出
- 2004年9月 ペットメディカルサポート共済会設立「ペットメディカルサポート共済」を販売

ペット保険市場について

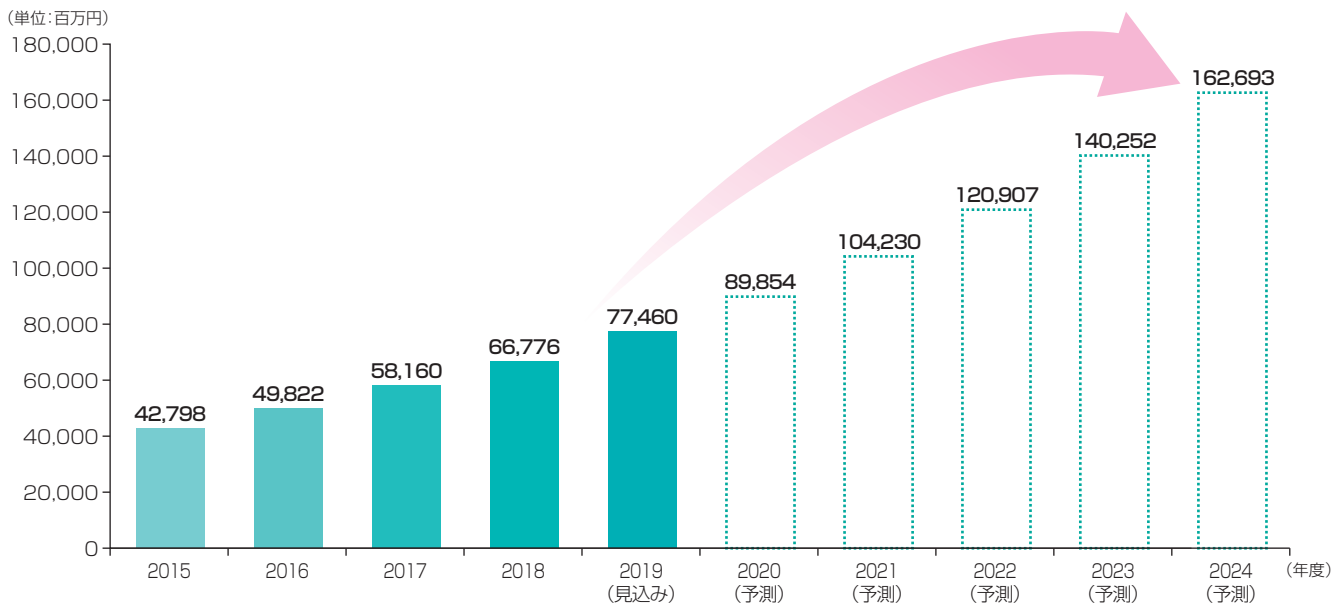
ペット保険の市場は、2016年度から2018年度までの3年間で前年度比115%～117%となっており、年平均116%で伸展しています*1。

一方で、日本におけるペット保険の加入率は、調査主体により数値はさまざまですが、「現在、日本国内におけるペット保険の推定加入率は10%に満たない。欧州などと比べても加入率が低い…」*2といった記述が多く、スウェーデンやイギリス等の加入率（30～50%）と比べると低いと考えられます。

また、ペットの家族化や動物医療の発展、および、ペット保険の認知度向上も伴い、ペット保険の需要は更に高まっていくものと考えます。

したがって、116%程度の伸展は、今後も継続するものと予想され、5年後の2024年度には2019年度の2倍に成長することが見込まれます。

ペット保険収入保険料の推移と予測



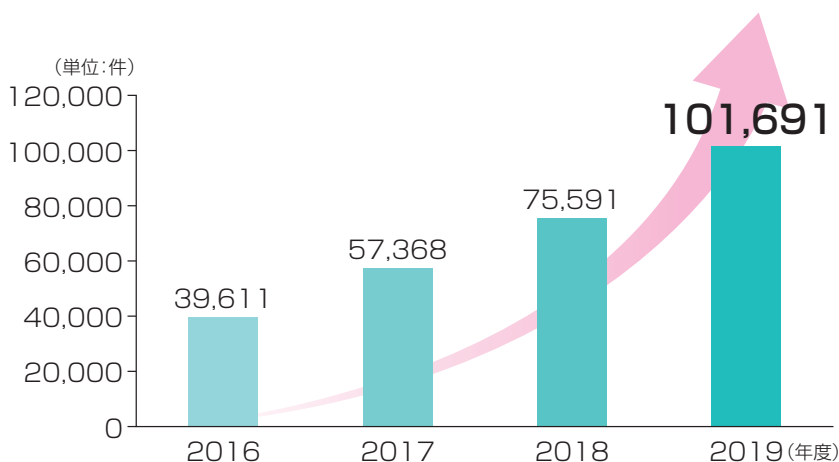
*1 ペット保険を取り扱う損害保険会社・少額短期保険会社15社の内、ホームページでペット保険の収入保険料を開示している11社の合計保険料を当社独自に集計し、年度伸展率を算出しております。

*2 出所:東洋経済オンライン 2019年3月7日配信、「ペット専用」保険、今更聞けない基本中の基本より引用

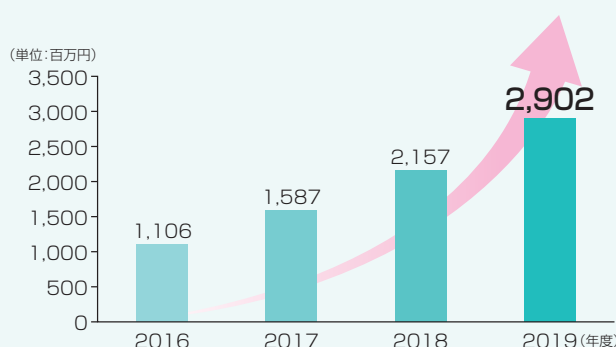
2019年度の現況

保有契約件数、収入保険料、および保険金支払件数ともに順調に推移しており、多くのお客さまに当社のペット保険をご利用いただいています。

保有契約件数 **10** 万件を突破

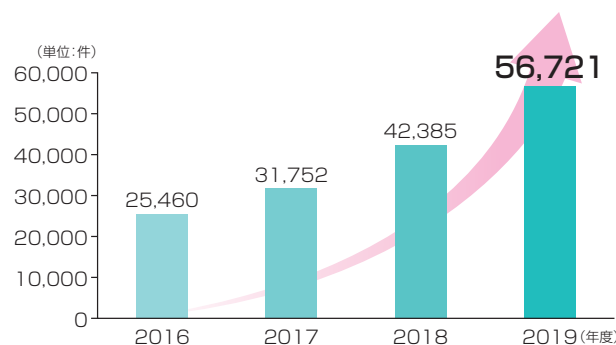


収入保険料 **29** 億円を突破



保険金支払件数 **5** 万件を突破

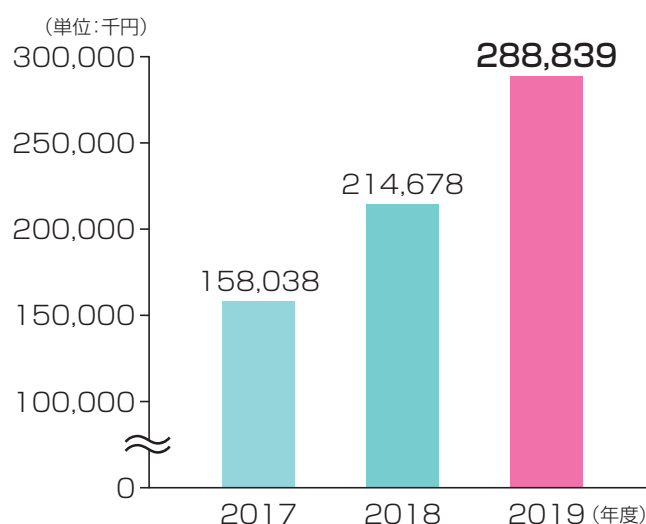
※通院・入院・手術について、それぞれの回数を
集計しています。



代表的な経営指標

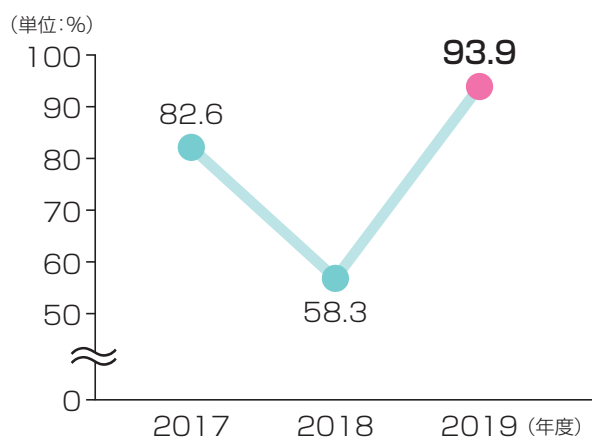
(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
正味収入保険料	158,038	214,678	288,839
コンバインド・レシオ	82.6%	58.3%	93.9%
保険引受利益	26,057	24,139	△6,704
経常利益	26,058	24,141	9,619
当期純利益	26,512	17,069	11,177
単体ソルベンシー・マージン比率	869.0%	751.5%	634.8%
総資産額	676,476	932,108	1,167,215
純資産額	87,339	104,408	115,586



正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料に、保険金支払負担平均化を図るための再保険会社との保険契約のやりとりを加減した保険料です。



コンバインド・レシオ

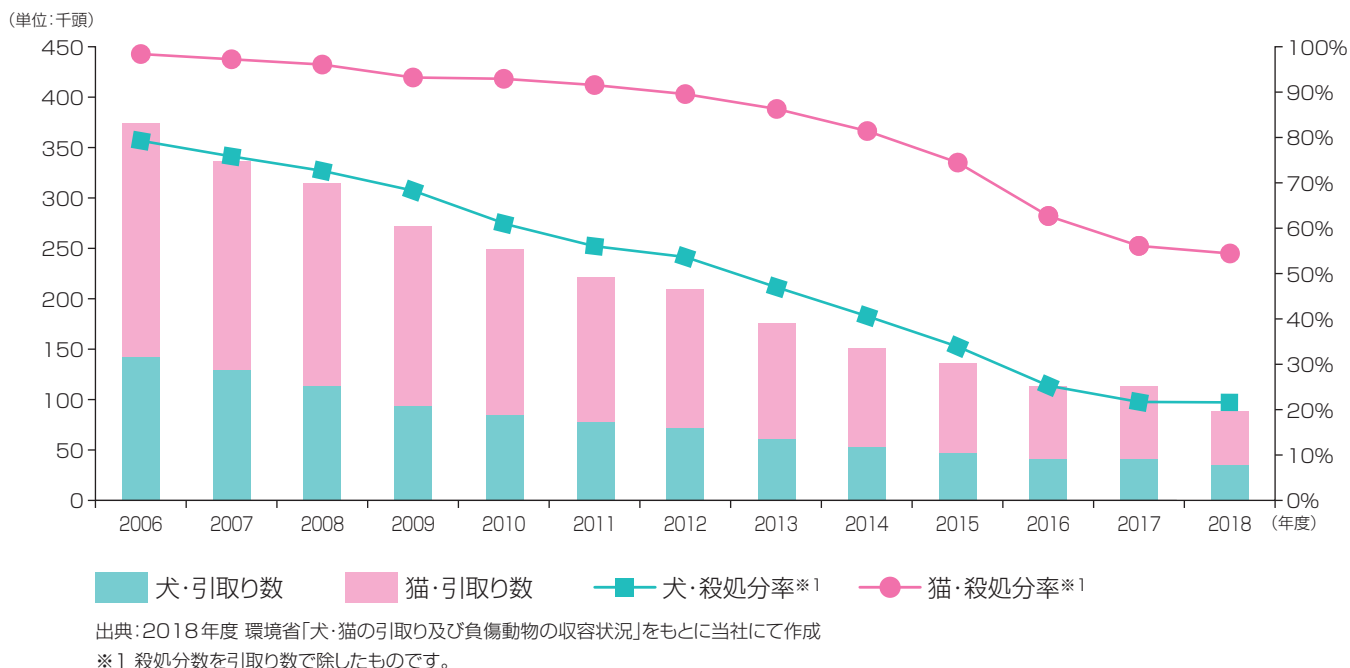
収入保険料に対する、支払保険金に再保険会社との保険契約のやりとりと保険事業上の経費の合計額の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。

地域・社会に対する取り組み

殺処分ゼロに向けた活動支援

動物保護団体等が犬・猫が殺処分される前に、保護した犬や猫のことを一般的に「保護犬」「保護猫」と呼びます。日本では「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、各都道府県に動物愛護センターが設置されています。こちらに保護された「捨てられたりもしくは迷子となって預けられた犬や猫」は保護した日から一定期間経過後には殺処分されてしまいます。動物愛護センター、動物愛護団体、ボランティア活動、また譲渡会の認知向上により、年々殺処分の数は減少していますが、残念ながら殺処分はまだ行われています。1日も早く殺処分ゼロに向け、当社では

不幸にして住む家や保護者を失った犬たち(捨て犬や東日本大震災の被災犬たち)を一頭でも多く救い、「セラピードッグ」として育成し、医療や介護の現場で社会貢献活動をしている、一般財団法人国際セラピードッグ協会の活動および、ミスカラー、面ズレなどスタンダードからはずれていたり、先天的なハンディキャップがある子犬たちは、一般的な流通システムからはじかれてしまうため、子犬たちの飼い主さんを探す「子犬のしあわせエージェント」を行う一般社団法人ユニーク・ドッグ・ジャパンの活動を応援し、殺処分ゼロに向けて取り組んでまいります。



震災孤児を支援

東日本大震災で親を亡くされた遺児および孤児の方が「大学・専門教育への進学」への学費を支援する公益財団法人みちのく未来基金の活動に、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて活動を応援しています。

2019年度のトピックス

当社の保険商品が受賞

オリコン株式会社が発表した「2019年オリコン顧客満足度アワード ペット保険の部」において、当社の「PS保険」が総合第1位に選ばれました。

PS保険は、実際にペット保険を利用（加入と保険金の受取り）されたお客さまから高い評価を頂いています。



一般財団法人国際セラピードッグ協会より感謝状を贈呈されました



一般財団法人国際セラピードッグ協会（以下、国際セラピードッグ協会）より、不幸にして住む家や保護者を失った犬たち*を「セラピードッグ」として育成することを支援し、社会貢献に大きく尽力したことに対して、感謝状が贈呈されました。

国際セラピードッグ協会では殺処分ゼロへの活動を積極的におこなっており、各地の愛護センターなどから救出した捨て犬をセラピードッグに育成することにより、救出された犬たちが第二の犬生をセラピードッグとして生きられるように、育成・支援活動も行っております。

PS保険はこれからも殺処分ゼロへの取り組み、そして保護された犬が社会的に生活できるよう国際セラピードッグ協会の活動を応援していきます。

*捨て犬や東日本大震災の被災犬たち

新型コロナウイルス感染症対策に関する対応

当社では、お客さまに必要な業務・サービスの提供を維持することで保険業としての社会的使命を果たす取り組みを進めており、新型コロナウイルス感染症対策に関して特別措置を以下のとおり講じました。

①手続き関係の猶予措置

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたご契約者を対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける特別措置を実施しました。

②通院保険金の特別措置


当社のペット保険では、「動物病院に電話等で薬の処方依頼して、郵送等で受け取りした際の薬代」は通院補償の対象に含めていませんが、2020年3月1日から2020年6月30日までに診療された場合、継続治療の場合に限定して「動物病院に電話等で薬の処方依頼して、郵送等で受け取りした際の薬代」について補償の対象としました。

※2020年6月30日現在の特別措置です。詳細は当社ホームページをご参照ください。

当社の商品・サービス

当社はペット保険の **PS保険(家庭動物保険)** を取り扱っています。

補償内容

通院補償	入院補償	手術補償	車イス補償 (QOL維持費用担保特約)
			
支払限度額 1日につき	支払限度額 1日につき	支払限度額 1回につき	支払限度額
10,000円	20,000円	100,000円	100,000円
20日限度	30日限度	2回限度	自動セット

+ オプション  **ペットセレモニー費用** (火葬費用等担保特約)
支払限度額 **30,000円**

主な特徴

- 1 犬・猫のケガ・病気の診療費に対し、ご加入いただいた補償プランによりお支払い対象となる診療費の **50%、70%、100%** をお支払いします。
- 2 通院補償は、**すべてのご契約にセット** しています。
- 3 保険期間は **1年間**。更新は **終身** です。
- 4 犬・猫の年齢、犬種によって **保険料** を **区分** しています。

ご注意
Attention

上記は商品の概要になります。詳しくはパンフレットまたは当社のホームページをご覧ください。

<https://pshoken.co.jp>



お客さまサポート体制

当社では、主に通信販売方式による保険募集を行っております。

通信販売方式においては、インターネット申込みおよびコールセンターを経由した資料請求に基づくダイレクトマーケティングを実施しております。インターネット、電話等を介していてもお客さまとは Face to Face の精神を常に心がけております。

電話サポート

お客さまの状況にあわせて、3つの電話サポート窓口を整備し、お悩み事の早期解決をお手伝いします。

資料請求受付窓口

スマートフォンやPCの扱いに不慣れで、
電話で資料請求されたいお客さまの対応を行っています。

0120-121-856 受付時間 平日 9:30~17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)

通話料
無料

新規のお客さま ご相談窓口

PS 保険のお申込をご検討中のお客さまの疑問に
お答えするための相談ダイヤルです。

0120-535-797 受付時間 平日 9:30~17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)

通話料
無料

お客さま サービスセンター

保険金のご請求や、ご契約内容の変更等に関するお問い合わせ、
お手続きを行うための窓口です。

0120-335-573 受付時間 平日 9:30~17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)

通話料
無料

インターネットサポート

お客さまの利便性をさらに高めるためホームページから、必要なお手続きを行えるように整備を続けています。

2019年1月には、ホームページからいつでも保険金請求のお手続きを開始できるようになりました。

ホームページ
(ご契約者さまページ)

<https://pshoken.co.jp/contract/>



獣医師によるサポート

「ご契約者さまが、いつでも安心感を得られるペット保険」をコンセプトに、24時間、365日、獣医師にペットのことを電話で相談できる「獣医師ダイヤル」のサービス(※)を提供しています。

※Anicli24 (アニクリ24) が提供する獣医師による電話医療相談サービスです。



保険募集

契約締結の仕組み

● 代理店による保険募集

代理店は少額短期保険会社との間で締結した少額短期保険代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。当社では、主に保険会社のために保険契約の媒介を行う媒介代理店を通じて保険募集を行っています。

● 通信販売による保険募集

通信販売での保険加入では、当社からお送りする資料等の内容をご確認のうえ、保険契約のお申込みと保険料のお支払いをしていただき、手続き完了となります。また、当社では、資料請求をされなくとも、ホームページで商品内容の確認や保険料の見積もりをすることができます。

あわせて、ホームページで、保険契約締結を完了させることができます。

当社ホームページ <https://pshoken.co.jp/>

● クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回等)について

本来、保険期間が1年以下の保険契約については、クーリング・オフ制度の対象とはされていませんが、当社は、初年度契約に限り(継続契約は対象となりません)、クーリング・オフの対象としています。

この場合、お客さまが「ご契約をお申込みされた日」または「クーリング・オフに関する説明書を受け取った日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、お申込みの撤回を行うことができます。

● 契約内容の確認に関する取り組み

当社ではお客さまの希望される補償内容等に沿っているか、契約締結前にご確認いただいたうえで、お申込みいただいています。また、ご契約の内容やお引受け条件等については、契約成立後にお届けする保険証券や継続通知証等でご確認いただけます。

代理店

● 代理店の役割と業務内容

代理店は少額短期保険会社である当社と少額短期保険代理店委託契約を締結し、これに基づき当社の代わりに保険募集を行い、お客さまとの間で保険商品の内容の説明や、保険契約の媒介をすることを基本的業務としています。

代理店は少額短期保険に関して、お客さまと保険会社のパイプ役としてお客さまに様々な情報を提供し、家族の一員であるペットに対する医療費用保険等を通じて、お客さまの生活の安定に向けてお手伝いをするという社会的役割を担っています。

● 代理店登録

少額短期保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は、保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

当社では、代理店で保険募集に従事する人は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する「少額短期保険募集人試験」に合格することなどを要件としています。

● 代理店教育

当社の代理店および募集人は、商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識に関する研修を受けており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

● 代理店数

当社の代理店数は、2020年3月31日現在、全国で26店です。

保険金のお支払い

保険金のお支払いまでの流れ

保険金のお支払いは最も重要な業務の一つです。保険金のお支払いを適切かつ迅速に行うことで、お客さまに「安心」をお届けすることができますと考えています。それゆえ、保険金のお支払いに係る態勢の整備に日々努めてまいります。

● 保険金請求の仕組み

お客さまが、動物病院で診療費をお支払いいただき、当社所定の書類を当社に郵送することで、保険金をご請求いただけます。必要な書類が全て当社に到着した後、原則20日以内※に保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合には、別途お支払いまでの日数を定めます。

■ 無料通話ダイヤルによる保険金請求窓口の設置

保険金請求専用の無料通話ダイヤルを設置しております。

■ ホームページでの保険金請求連絡窓口の設置

24時間365日。ホームページより保険金請求の連絡を行うことができます。

■ ホームページから保険金請求書類ダウンロード

ホームページより保険金請求書類等をダウンロードすることで当社への連絡後すぐにご請求のお手続きをすることができます。

■ 支払査定および事実確認の体制

保険金お支払可否の判断にあたり、事実の調査・確認を十分に行う体制を整備しております。高度な医学的判断を要するものについては獣医師に、法的判断を要するものについては顧問弁護士の意見を求める体制を整えています。

■ 保険金をお支払いできない場合の対応

始期前発症などにより保険金をお支払いできない場合もあります。その際には、担当者より電話または書面にてご連絡させていただき手続きをしております。

保険金請求の流れ

動物病院などへ当社から直接治療費をお支払いすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

STEP
01

治療費のお支払い

動物病院での診療を受けられたら、診療費全額をお支払いいただき、診療明細書(領収書)をお受け取りください。



STEP
02

保険金請求のご連絡

スマートフォン・パソコン

お電話



または



当社ホームページにて保険金請求の受付しております。お電話は不要です。

無料通話
ダイヤル

0120-335-573

(土・日・祝日および年末年始の当社休業日を除く)

[受付時間] 24時間365日

[受付時間] 平日9:30~17:30

STEP
03

当社より保険金請求書を郵送します



STEP
04

保険金請求書類の送付

保険金請求書の必要事項(被保険者記入欄)を記入し、診療明細書(領収書)の原本を同封のうえ、当社に送付ください。



STEP
05

保険金のお支払い

当社にて、支払保険金の額を算出し、保険金を被保険者のご指定口座へお振込みいたします。



注：上記は、保険金請求の仕組みの概略を示しております。保険金のご請求にあたっての詳細は、当社ホームページ「ご契約者さまページ」に記載しております。

「お客さまの声」への対応

「お客さまの声」に対する当社の取組方針

当社は、お客さまから寄せられる様々な声を、前向きかつ積極的に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動し、お客さまサービスの向上を図ることが重要であると考えています。お客さまからのご意見・ご要望は、お客さまが要求するサービスのレベルと当社が提供するサービスのレベルの差が具体的に表面化したものであると認識しており、お客さまからの「相談」「苦情」を貴重な声として受け止めています。当社は「お客さまの声」を当社の業務改善に反映させ、より一層、お客さまにご満足いただけるサービスを提供できるよう、努めてまいります。

当社における「苦情」の定義

当社における「苦情」とは、「お客さまからの不満足の表明」としてしています。当社にお客さまから直接申し立てられたものだけでなく、財務局、国民生活センター、日本少額短期保険協会等の外部機関や代理店、動物病院等を経由して当社に連絡があったものも含まれます。また、「お客さま」とは、当社との保険契約の有無を問わず、広く一般の消費者を指します。

当社に対するご意見・苦情の受付について

当社に対するご意見・苦情につきましては、お客さまサービスセンターへご連絡ください。また、当社との間で問題が解決できない場合は、指定紛争解決機関として、一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」（以下「少額短期ほけん相談室」）をご利用することもできます。

PS保険お客さまサービスセンター 0120-335-573 通話料無料

受付時間 9:30～17:30 受付日 月曜日から金曜日(土曜・日曜・祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

ホームページアドレス <https://pshoken.co.jp/inquiry/>

お申し出は、お電話またはホームページよりお願いいたします。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合、「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。

なお、一般社団法人日本少額短期保険協会は、保険業法第308条の2第1項（平成22年10月1日施行）に基づく「指定紛争解決機関」の指定認可を平成22年9月15日、金融庁長官より取得しております。

また、当社は、「指定紛争解決機関」として、一般社団法人日本少額短期保険協会と契約を締結しております。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」


0120-82-1144 通話料無料 FAX 03-3297-0755

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 受付日 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

URL:<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>


お客さまから寄せられた感謝のお言葉

「PS保険に加入してよかった。」とお客さまにご満足いただけることが、私たちの何よりの喜びです。お客さまからいつも信頼され、いつもそばにいて安心をお届けできるよう、これからも努めてまいります。




 ハートメディカルサポート株式会社
 お客様サービスセンター
 担当 様

いつも お世話になっております。
 お願い様で安心して病院を受診
 でき、早めの対応で症状も長
 期助かっております。
 ありがとうございます。



ロツティーちゃん
 ミニチュア・
 シュナウザー





前回、保険金の支払いの
 案内の中に、心臓薬のメド
 をくださいと書いて、ありが
 とうございました。
 大切な家族が、原因不明の
 疾患になり、心かつかった時
 本当に心かやぶさぎました。
 感謝申し上げます。



あられちゃん
 ジャック・ラッセル・
 テリア







リスク管理体制について

当社では保険引受リスク、事務リスク、システムリスクなど様々なリスクをコントロールし、予防（早期発見）、損失の査定・分析（正確・迅速な状況把握）、対応策の実施（適切・迅速な対応）をするために、以下のような体制を整えております。

● リスク管理委員会の設置

全社的にリスク情報を把握し、その対応方針や方策等を実施し、リスク管理に関する一元的な体制を構築するため、「リスク管理委員会」を設置しております。またリスク管理体制のもと、取締役会等へ正確・迅速な報告等をしております。

● 法令遵守の体制について

当社は少額短期保険業者としての社会的責任、公共的使命を十分認識し、お客さまをはじめ社会の信頼・信用を確保すべく、コンプライアンス活動を推進しております。

また、当社ではコンプライアンスにおいて、法令等を厳格に遵守するのみではなく、原理原則でとらえた健全かつ適切な業務運営を確保することにより、ご契約者様からより高い信用と満足を頂戴することにより、企業価値を高めることを目標にしております。

組織的には、取締役会およびコンプライアンス委員会において、法令遵守は経営の最重要課題の一つとして認識し、積極的に取り組んでおります。また必要に応じて顧問弁護士、外部有識者等を交えて内部統制・牽制を図っております。

さらに、部門長をコンプライアンス担当者として、日常業務における各職員の教育・指導・監視の徹底を図っております。コンプライアンス担当者はリスク管理委員会、取締役会への報告・協議等、連携を図り効果的、かつ機動的に運営しております。

また、保険業法違反を中心とした不祥事故等に対しては、行政当局への報告・届出を含めた迅速な対応を整備しております。

● 再保険の状況

① 再保険を付する際の方針

当社では、経営の健全化、収益の安定化を図るため、再保険契約を活用して主に保険リスクを軽減させております。

② 出再保険会社の名称：トーア再保険株式会社

③ 再保険カバーの入手方法

安定した再保険カバーを入手するため、再保険会社の選定は、主要格付機関の格付や財務状況等を勘案し、取締役会で決定しております。

個人情報保護方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針に従って、適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、当社代理店および当社業務に従事している者への教育・指導の徹底に努めます。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

なお、本個人情報保護方針で「個人情報」とは、生存する個人に関する以下の情報を指します。

1. 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの
2. 個人識別符号が含まれるもの

●個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、以下の目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲で利用します。利用目的の範囲を超えて取り扱う場合は、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。

1. 保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および管理
2. 保険契約にかかる付帯サービスの提供
3. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
4. 当社が取り扱う保険商品やサービスのご案内・提供
5. 当社グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスのご案内
6. 保険金請求に係る調査（関係先への照会を含みます）
7. 保険金のお支払い
8. 当社が有する債権の回収
9. 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
10. 当社または当社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
11. 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
12. 販売網基盤（代理店等）の新設・維持管理

13. 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務
14. その他、上記1.～13.に付随する業務ならびにお客さまとのお取引、および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

●個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除いて、書面等によるご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

1. 法令に基づく場合
2. 他の少額短期保険会社もしくは損害保険会社等との間で共同利用する場合
3. 当社グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合
4. 上記2.個人情報の利用目的を達成するために必要な業務の全部または一部を、委託先（保険代理店を含みます）に委託する場合

●個人データの取扱の委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- 保険契約の募集に関わる業務
- 事故の受付や損害調査等に関わる業務
- お客さまからのお問い合わせの対応に関わる業務
- 情報システムの保守・運用に関わる業務

●個人データの安全管理等

当社は、個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、紛失、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

個人情報保護方針に関する詳細は、当社ホームページ（<https://pshoken.co.jp/company/privacy.html>）をご確認ください。

反社会勢力への対応に関する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保するため、下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。

組織としての対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

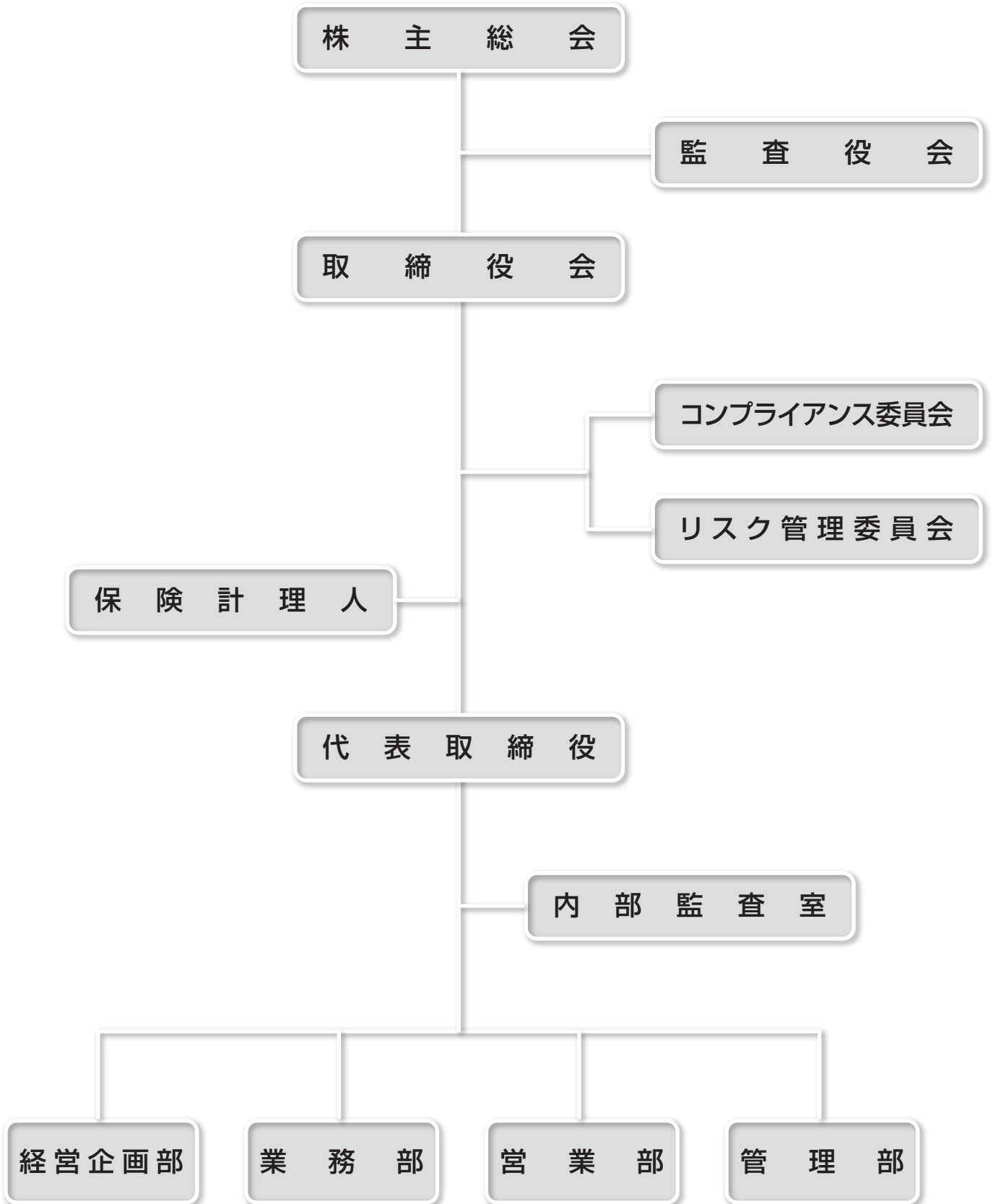
裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

参考当社HP <https://pshoken.co.jp/company/policy.html>

資料（会社データ）

組織



役員 の 状 況

(2020年7月1日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
米満 明仁	代表取締役	—	—
松井 浩次	取 締 役	—	—
山本 吉和	取 締 役	—	—
田中 重博	取 締 役	税 理 士	田中会計事務所
柏木 俊之	取 締 役	—	—
能村 智	常勤監査役	—	—
堀江 正機	監 査 役	税 理 士	堀江税理士事務所
高橋 秀和	監 査 役	公認会計士	高橋公認会計士・税理士事務所

株 主 の 状 況

(2020年3月末現在)

株 主	保有株数	保有割合
株 式 会 社 デ ン ソ ウ シ ャ	2,700株	35.90%
米 満 明 仁	1,966株	26.14%
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合	1,500株	19.95%
日新火災海上保険株式会社	520株	6.91%
レ イ ス 株 式 会 社	300株	3.99%
米 満 洋 一	200株	2.66%
竹 村 慎 治	100株	1.33%
猪 又 司	100株	1.33%
槌 谷 寛 治	60株	0.80%
深 沢 岳 久	54株	0.72%
田 中 重 博	20株	0.27%
合 計	7,520株	100.00%

会 計 監 査 人 の 状 況

氏名または名称
仰星監査法人

従業員の状況

区分	前期末	当期末	当期増減	平均年齢(当期末)
従業員	33名	45名	12名	35.55歳

資料（業績データ）

直近の事業年度(令和元年度)における業務の概況

当期のわが国経済は、前半までは、個人消費が持ち直し雇用情勢も着実に改善して、全体としては緩やかな景気回復傾向にて推移しました。しかし、第四半期に入ると、世界的な規模で発生した新型コロナウイルス感染症の影響により景気全般は悪化する結果となりました。

ペット保険の市場規模は拡大傾向にあり、徐々に上昇しているもののペット保険の普及率は依然として低く、今後もペット保険の契約数については増加が見込まれます。

このような状況下で、ペット保険を専業としている当社は、昨年に引き続き、PS保険（家庭動物保険）をインターネット市場にて販売することに注力しました。その結果、当期末の保有契約件数は101,691件（前期末75,591件）となりました。

この結果、当期の経常収益は5,406百万円（前期4,024百万円）、経常費用は5,396百万円（前期4,000百万円）、経常利益は9百万円（前期24百万円）となりました。また、当期純利益は11百万円（前期17百万円）となりました。

ソルベンシー・マージン比率は634.8%となり、保険金支払いに問題のない十分な支払余力を保持しています。

今後も、我々の創業の思い「動物たちが安心して人と共存できる社会の実現」を目指し、ペット保険及び当社の認知度の向上を目指した取組みを継続いたします。また、保有契約件数の増加に伴う契約管理等の業務増加に対し、システム化の推進および業務効率化、内部体制の整備を行い顧客満足度の向上を図ってまいります。

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	2,970,370	4,024,158	5,406,463
経 常 利 益(経常損失)	26,058	24,141	9,622
当 期 純 利 益(純 損 失)	26,512	17,069	11,177
資 本 金 の 額	332,750	332,750	332,750
(発行済株式の総数)	7,520	7,520	7,520
保険業法上の純資産額	129,756	153,480	173,632
総 資 産 額	676,476	932,108	1,167,215
責 任 準 備 金 残 高	77,063	131,663	115,339
有 価 証 券 残 高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	869.0%	751.5%	634.8%
配 当 性 向	—	—	—
従 業 員 数 ^(※1)	20名	33名	45名
正味収入保険料の額	158,038	214,678	288,839

(※1)従業員(パート除く)数は人員数を示し、役員は含まれていません。

直近の2事業年度における業務の状況

元受正味保険料

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	2,146,782千円	100%	2,888,393千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	2,146,782千円	100%	2,888,393千円	100%

元受正味保険料＝収入保険料－解約返戻金－その他返戻金

正味収入保険料

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	214,678千円	100%	288,839千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	214,678千円	100%	288,839千円	100%

正味収入保険料＝(収入保険料－解約返戻金－その他返戻金)－(再保険料－再保険返戻金)

支払再保険料

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	1,932,104千円	100%	2,599,554千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,932,104千円	100%	2,599,554千円	100%

支払再保険料＝再保険料－再保険返戻金－その他の再保険収入

保険引受利益

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	24,139千円	100%	△6,704千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	24,139千円	100%	△6,704千円	100%

保険引受利益＝保険引受収益から保険引受費用、営業費及び一般管理費を控除しその他の収支を加味したもの

正味支払保険金

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	△40,868千円	100%	△64,041千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	△40,868千円	100%	△64,041千円	100%

正味支払保険金＝支払保険金－回収再保険金

元受正味保険金

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	860,434千円	100%	1,191,063千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	860,434千円	100%	1,191,063千円	100%

元受正味保険金＝元受保険金－保険金戻入

回収再保険金

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	901,303千円	100%	1,255,105千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	901,303千円	100%	1,255,105千円	100%

正味損害率及び正味事業費率並びにその合算率

種 目	平成30年度			令和元年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
ペット保険	△19.0%	77.3%	58.3%	△22.2%	116.1%	93.9%
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	△19.0%	77.3%	58.3%	△22.2%	116.1%	93.9%

再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料に対する割合及び事業費の既経過保険料に対する割合並びにその合算率

種 目	平成30年度			令和元年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
ペット保険	45.5%	52.7%	98.2%	52.0%	56.2%	108.2%
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	45.5%	52.7%	98.2%	52.0%	56.2%	108.2%

出再を行った再保険会社の数と出再保険料の割合

	平成30年度	令和元年度
出再先保険会社の数	1	1
出再保険料の割合	100.0%	100.0%

支払い再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合	
	平成30年度	令和元年度
A 以 上	100.0%	100.0%
そ の 他	—	—
合 計	100.0%	100.0%

格付区分は、スタンダード&プアーズ社の格付を使用しております。

未収再保険金の額

種 目	未収再保険金	
	平成30年度	令和元年度
ペ ッ ト 保 険	255,822千円	335,970千円
そ の 他	—	—
合 計	255,822千円	335,970千円

契約者配当金の額……………該当事項はありません。

支払備金

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペ ッ ト 保 険	39,954千円	100%	64,735千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	39,954千円	100%	64,735千円	100%

責任準備金

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
ペット保険	131,663千円	100%	115,339千円	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	131,663千円	100%	115,339千円	100%

利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高……………該当事項はありません。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定	
計算方法	増加する発生損害額＝既経過保険料×1% 経常利益の減少額＝増加する発生損害額	
経常利益の減少額	平成30年度	令和元年度
	2,130千円	2,766千円

資産運用の概況

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金	239,744千円	25.7%	240,502千円	20.6%
金 銭 信 託	—	—	—	—
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
【運用資産計】	239,744千円	25.7%	240,502千円	20.6%
総 資 産	932,108千円	100.0%	1,167,215千円	100.0%

利息及び配当金収入ならびに運用利回り

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	運用利回り	金 額	運用利回り
現 預 金	2千円	0.001%	2千円	0.001%
金 銭 信 託	—	—	—	—
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
【運用資産計】	2千円	0.001%	2千円	0.001%

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比……………該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の利回り……………該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残存期間別残高……………該当事項はありません。

責任準備金の残高

責任準備金の残高内訳

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合計
ペ ッ ト 保 険	57,292千円	58,046千円	—	115,339千円
そ の 他	—	—	—	—
計	57,292千円	58,046千円	—	115,339千円

直近の2事業年度における財産の状況

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成30年度末	令和元年度末	科 目	平成30年度末	令和元年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	239,744	240,502	保険契約準備金	171,617	180,075
現 金	164	73	支 払 備 金	39,954	64,735
預 貯 金	239,580	240,429	責 任 準 備 金	131,663	115,339
有形固定資産	5,098	7,231	普通責任準備金	82,591	57,292
建 物	3,894	6,490	異常危険準備金	49,071	58,046
その他の有形固定資産	1,203	741	代 理 店 借	10,135	16,640
無形固定資産	13,907	19,296	再 保 険 借	542,437	721,233
ソフトウェア	13,907	19,296	そ の 他 負 債	96,309	121,680
再 保 険 貸	510,449	647,376	未 払 法 人 税 等	8,455	783
そ の 他 資 産	133,138	221,193	未 払 金	52,106	72,821
未 収 金	-	106	預 り 金	3,506	4,624
未 収 保 険 料	108,380	139,311	仮 受 金	32,241	43,449
前 払 費 用	3,987	2,233	賞 与 引 当 金	7,200	12,000
そ の 他 の 資 産	20,770	79,540	負債の部合計	827,699	1,051,629
繰延税金資産	9,770	11,615	(純資産の部)		
供 託 金	20,000	20,000	資 本 金	332,750	332,750
			資 本 剰 余 金	65,750	65,750
			資 本 準 備 金	65,750	65,750
			利 益 剰 余 金	△294,091	△282,913
			その他利益剰余金	△294,091	△282,913
			繰越利益剰余金	△294,091	△282,913
			株 主 資 本 合 計	104,408	115,586
			純資産の部合計	104,408	115,586
資産の部合計	932,108	1,167,215	負債及び純資産の部合計	932,108	1,167,215

令和元年度貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 賞与引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

4. 金融商品の状況に関する事項及び

金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、少額短期保険業を行っており、資産の運用においては運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。おもな運用手段は、預貯金等であり、市場関連リスクや信用リスクに晒されております。リスク管理を含めた資産運用状況については、取締役会へ月次で報告しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	240,502	240,502	-
(2)未収保険料	139,311	139,311	-
合計	379,814	379,814	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

現金及び預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収保険料

未収保険料については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は6,837千円です。

6. 繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金です。

7. 支払備金の内訳

普通支払備金	53,839千円
既発生未報告損害	593,514千円
計	647,353千円
同上に係る出再支払備金	582,618千円
差引	64,735千円

8. 責任準備金の内訳

普通責任準備金の内訳

普通責任準備金	572,929千円
同上に係る出再普通責任準備金	515,636千円
差引	57,292千円

異常危険準備金

異常危険準備金	311,132千円
同上に係る出再異常危険準備金	253,085千円
差引	58,046千円

9. 1株当たりの純資産額は、3,004円33銭です。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	4,024,158	5,406,963
保 険 料 等 収 入	4,024,139	5,389,537
保 険 料	2,156,627	2,901,894
再 保 険 収 入	1,867,512	2,487,642
回 収 再 保 険 金	901,303	1,255,105
再 保 険 手 数 料	957,349	1,220,386
再 保 険 返 戻 金	8,860	12,150
責 任 準 備 金 戻 入 額	—	16,323
資 産 運 用 収 益	2	2
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	2	2
そ の 他 経 常 収 益	16	600
経 常 費 用	4,000,016	5,396,841
保 険 金 等 支 払 金	2,811,243	3,816,269
保 険 金 等	860,434	1,191,063
解 約 返 戻 金 等	9,844	13,500
再 保 険 料	1,940,964	2,611,705
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	65,396	24,781
支 払 備 金 繰 入 額	10,796	24,781
責 任 準 備 金 繰 入 額	54,600	—
事 業 費	1,123,376	1,555,790
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	1,111,638	1,541,337
税 金	6,131	8,389
減 価 償 却 費	5,606	6,062
そ の 他 経 常 費 用	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	—	—
経 常 利 益	24,141	9,622
特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	24,141	9,622
法 人 税 及 び 住 民 税	8,924	290
法 人 税 等 調 整 額	△1,852	△1,845
法 人 税 等 合 計	7,072	△1,555
当 期 純 利 益	17,069	11,177

令和元年度損益計算書に関する注記

1. 主な収益及び費用に関する内訳

(1) 正味収入保険料

保険料	2,901,894 千円
再保険返戻金	12,150 千円
計	2,914,045 千円
出再保険料	2,611,705 千円
解約返戻金等	13,500 千円
差引	288,839 千円

(2) 正味支払保険金

保険金等	1,191,063 千円
回収再保険金	1,255,105 千円
差引	△ 64,041 千円

2. 支払備金繰入額

支払備金繰入額	247,813 千円
出再支払備金繰入額	223,032 千円
差引	24,781 千円

3. 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額)

普通責任準備金繰入額

普通責任準備金繰入額	△ 29,850 千円
出再普通責任準備金繰入額	△ 4,541 千円
差引	△ 25,298 千円

異常危険準備金繰入額

異常危険準備金繰入額	86,961 千円
出再異常危険準備金繰入額	77,986 千円
差引	8,975 千円

4. 利息及び配当金収入

資産運用収益は全て預貯金利息です。

5. 1株当たり情報

1株当たり当期純利益 1,486円32銭

6. 関連当事者との取引は以下の通りです。

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係
役員が議決権の過半数を有している会社	株式会社 ピクシー	-	-
取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
広告業務の委託等	662,308	未払金	14,418
		代理店借	6,358
出向者負担金受入	1,051	未収金	105

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない他の事業者との条件を参考に交渉の上、決定しております。

株主資本等変動計算書 平成30年度

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	332,750	65,750	65,750	△311,160	△311,160	87,339	87,339
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				17,069	17,069	17,069	17,069
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計				17,069	17,069	17,069	17,069
当 期 末 残 高	332,750	65,750	65,750	△294,091	△294,091	104,408	104,408

令和元年度

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	332,750	65,750	65,750	△294,091	△294,091	104,408	104,408
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				11,177	11,177	11,177	11,177
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計				11,177	11,177	11,177	11,177
当 期 末 残 高	332,750	65,750	65,750	△282,913	△282,913	115,586	115,586

令和元年度株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済み株式の種類及び総数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	6,020株	0株	0株	6,020株
種類株式	1,500株	0株	0株	1,500株
合 計	7,520株	0株	0株	7,520株

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	2,141,771	2,882,171
再保険収入	1,743,029	2,350,715
保険金等支払による支出	△860,434	△1,191,063
解約返戻金等支払による支出	△9,844	△13,500
再保険料支払による支出	△1,808,988	△2,432,909
事業費の支出	△1,095,888	△1,514,770
その他	688	1,718
小 計	110,332	82,361
利息及び配当金等の受取額	2	2
利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	656	△12,354
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,991	70,009
投資活動によるキャッシュ・フロー		
その他	△20,955	△69,251
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,955	△69,251
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額	90,035	757
現金及び現金同等物期首残高	149,709	239,744
現金及び現金同等物期末残高	239,744	240,502

キャッシュ・フロー計算書注記

現金及び現金同等物は、手許預現金及び要求払い預金です。

保険金等の支払能力の充実の状況

ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円、%)

項 目	平成30年度末	令和元年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	153,480	173,632
①純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	104,408	115,586
②価格変動準備金	—	—
③異常危険準備金	49,071	58,046
④一般貸倒引当金	—	—
⑤その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥土地含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧将来利益	—	—
⑨税効果相当額	—	—
⑩負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪ 控除項目(-)	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$	40,845	54,699
保険リスク相当額	34,682	46,379
R ₁ 一般保険リスク相当額	34,682	46,379
R ₄ 巨大災害リスク相当額	—	—
R ₂ 資産運用リスク相当額	18,383	24,741
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	2,395	2,404
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	10,882	15,863
再保険回収リスク相当額	5,104	6,473
R ₃ 経営管理リスク相当額	1,591	2,133
ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)}	751.5%	634.8%

時価情報等(取得価額または契約価額、時価および時価損益)

有価証券

- ①売買目的有価証券……………該当事項はありません。
- ②満期保有目的の債券……………該当事項はありません。
- ③子会社株式及び関連会社株式……………該当事項はありません。
- ④その他有価証券……………該当事項はありません。

金銭の信託 ……………該当事項はありません。

その他

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法272条の17の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、当社の会計監査人である仰星監査法人の監査を受けております。

ペット保険をより深く理解していただくために

ペット保険の仕組み

ペット保険制度

ペット保険制度は、多くの人々が保険料を出し合うことによって成り立っており、契約者が負担する保険料は「危険（損害の発生の可能性または給付事由の発生の可能性）の程度」に見合った公平なものにする必要があります。

また、保険会社が補償約束するにあたり、契約者が保険料を支払うことを約束する契約です。

しかし、「危険（損害の発生の可能性または給付事由の発生の可能性）の程度」はそれぞれ異なっており、その情報は契約者などが知っていて保険会社にはわからないので、保険料に反映させるには契約者などから正確な情報を提供していただくことが必要になります。

保険契約の性格

保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約です。しかし、多数のご契約を迅速・正確に引受け、後日、契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券等を作成・交付します。

再保険

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。保険会社はお客様のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることにもなります。このため、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に転嫁することにより危険の平均化、分散化を図っています。この仕組みを再保険といいます。

約款について

約款の位置づけ

保険契約は、普通保険約款と特約で構成されています。また、保険契約申込書に記載された内容（たとえば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）は、それぞれの保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社双方を拘束するものとなります。

約款等に関する情報提供方法

当社は、ご契約にあたってよく理解していただく必要のある内容について、普通保険約款と特約の内容をわかりやすくご説明するための「パンフレット」、「ご契約のしおり」、および「重要事項説明書」を作成し、お客さまからの資料請求に対して迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款、特約および重要事項説明書を開示し、お客さまの利便性向上にも努めています。

ご契約の際に

ご注意ください

保険契約の内容をよくご確認ください

当社では、商品内容の重要な点をわかりやすく説明した「重要事項説明書」や「パンフレット」、「ご契約のしおり」を用意し、契約時にこれらをお客さまへ提供することにより、契約内容について正確にご理解いただけるよう努めています。

また、当社は、申込書にて意向確認を行うことにより、契約内容がお客さまのご意向、状況に応じた内容となっていることを契約締結時にあわせてご確認ください。

申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、記載内容を確認し、告知事項、ご加入のペットの年齢や品種等について正しく記入していただく必要があります。申込書に記載された

事項は、ご契約者さまと当社の双方を拘束するものとなります。したがって、記入していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないだけでなく、保険契約が無効や解除されることもありますので、契約締結時に十分ご確認くださいことがとても重要になります。

■ 保険料

保険料のお支払い・返戻

保険料は、口座振替やクレジットカード等によりお支払いいただけます。

保険料は原則としてご契約と同時に支払いいただくことになっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。そのため、保険をお申込みされ、保険期間が始まっても、保険料をお支払いいただく前に生じた保険事故については保険料をお支払いいただくまで保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた場合は、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定にしたがい返還します。ただし、返還できない場合もありますので、約款等をご確認ください。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が主務官庁に届けを行い適用しています。なお、保険料は、純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営や募集の経費に充てられる部分）で構成されています。

■ 勧誘方針

当社は、少額短期保険商品（以下「保険商品」という。）の販売に際して、各種法令等を遵守し、次の方針にもとづき、適正な勧誘を行います。

勧誘方針

- 保険商品の販売に際しては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、適正な勧誘を行ってまいります。
- 保険商品の販売に際しては、お客さまに保険商品の内容を正しくご理解いただけるよう、わかりやすいご説明に努め、適正な勧誘を行ってまいります。
- お客さまの知識、経験、財産の状況および、契約される目的を勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った保険商品をご選択いただけるよう、適切な方法により、勧誘を行ってまいります。
- 保険商品のご案内は、お客さまのご都合やご事情に配慮した時間帯や方法により行ってまいります。
- お客さまのプライバシーの保護を徹底し、お客さまに関する情報は業務上の必要な範囲で使用し、厳重な管理を行います。
- 保険事故が発生した際の保険金のお支払いにつきましては、お客さまの状況に沿って適切かつ迅速な方法により、行ってまいります。
- お客さまからお寄せいただきました貴重なご意見を、保険商品の開発、改善に活かしてまいります。

ペット保険用語の解説

【解約返れい金】

保険契約を解約した場合に、保険契約者に返れいする保険料のことです。保険の種類や契約方式により、返れい金の有無や金額は異なります。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は保険始期まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

【契約の失効】

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。たとえばペットがお亡くなりになった場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約の申込みにあたって、保険会社に対して重要な事実を申し出、または不実を申し出ない義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除されることがあります。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

【少額短期ほけん相談室】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会が設置する少額短期保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う組織。少額短期保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

【責任準備金】

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

【損害率】

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金を正味収入保険料で除した割合を指します。

【通知義務】

保険期間中、保険会社があらかじめ定めた事項に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡する義務をいいます。故意または重過失によって遅滞なく通知しなかった場合は、保険契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険動物】

保険の補償を受けるペットまたは保険の対象になるペットをいいます。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

【保険金】

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者】

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払準備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険契約の申込みをする際に保険契約者が記入・押印し、保険会社に提出する所定の書類等のことです。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通の契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

【保険料】

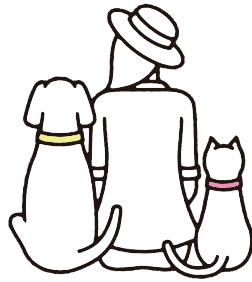
保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

【免責】

保険契約の申込みに際して、補償されない（保険金が支払われない）事項を定める場合がありますが、これを免責または免責事項といいます。たとえば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されていますので、ご確認のうえ注意ください。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことです。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。



Pet Medical Support

もっとペットを、
もっとあなたを、
守りたい。

ペットメディカルサポート株式会社

住所：東京都港区赤坂 8-4-14 青山タワープレイス2階 HP：<https://pshoken.co.jp/>



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用